

平成 30年 1月 吉日

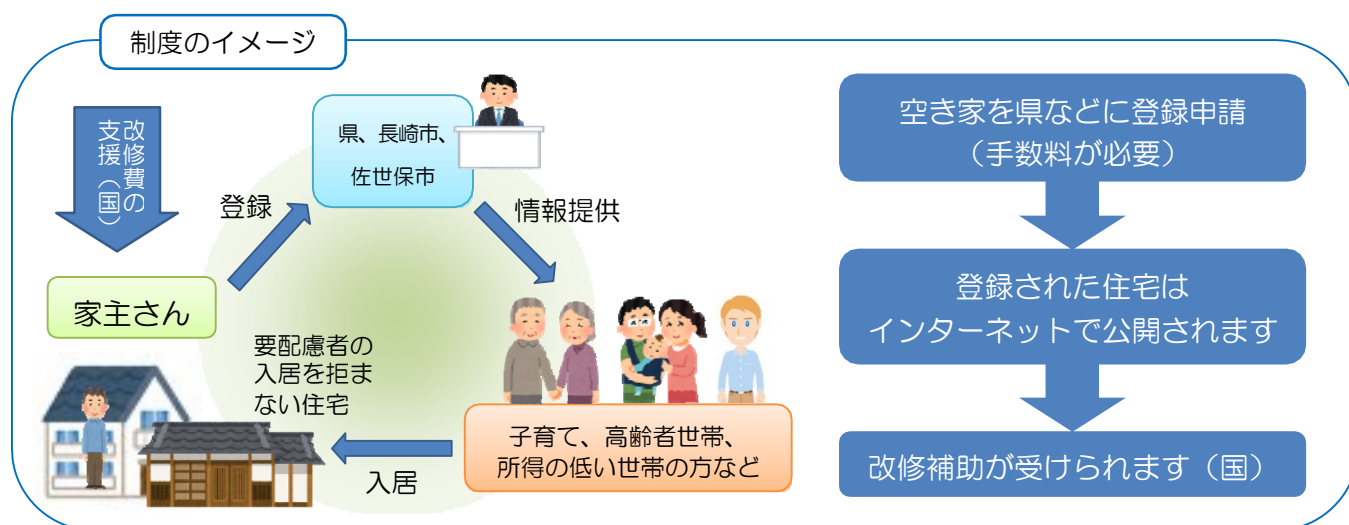
「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業制度」に関する説明会の開催案内
— 空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度について —

子育て世帯や高齢者、所得の低い世帯等の住宅確保要配慮者向けに、空き家を活用して住まいを提供する国の制度(新たな住宅セーフティネット制度)が10月から始まりました。県・長崎市・佐世保市では、住宅確保要配慮者の入居を拒まない空き家の登録を始めています。登録される空き家の耐震改修やバリアフリー等の改修工事に対して、国が補助を行っています。

つきましては、国が登録住宅の改修工事に対して補助を行う「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業制度」に関する説明会を開催いたします。

記

1. 日 時 :平成30年2月20日(火) 13:00 ~ 14:30 (12:40より受付開始)
2. 場 所 :長崎市尾上町3番1号
長崎県庁(新庁舎)1階 大会議室C
3. 内 容(予 定)
 - ① 新たな住宅セーフティネット制度について
 - ② 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業制度について
 - ③ 住宅金融支援機構からのお知らせ
(家賃債務保証保険及び改修費の貸し付け制度について)
4. 申込み 方法 :裏面の申込書をFAXしてください。
期限 :平成30年2月12日(月)



お問い合わせ先 株式会社福德不動産
オーナーコンサルタント部
電話095-818-7837

送付先：株式会社福德不動産
 オーナーコンサルタント部
 FAX：095-824-6316

「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業制度」に関する説明会
 申込書

■出席者

| お名前 | ご住所 | 電話番号 |
|-----|-----|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※平成30年1月4日より県庁舎が移転しました。
 ※駐車場には限りがあります。なるべく公共交通機関をご利用ください。

新県庁舎の概要

行政棟・議会棟

- 住所・電話番号
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
☎095-824-1111(代表)
※代表および各課直通の電話番号は変更ありません
- 開館時間 平日：7時～21時
休日：9時～21時(平成30年1月中は閉館)
※執務時間は、平日9時～17時45分
※平成30年1月4日から開館
- 来庁者駐車場(駐車場棟 約200台)
利用時間 平日：7時～22時
休日：9時～22時
利用料金 駐車時間30分につき150円
※業務での来庁者は無料(手続きが必要です)

所在地

